

生徒心得

いわき支援学校高等部

名前

<服装>

1 標準服について

- (1) 夏服、冬服共に学校規定の標準服を着用する。決められた標準服が着用できない場合は担任へ相談する。
- (2) 着用時期については次のとおりとする。なお、気候等の状況により着用時期の変更を指示する場合がある。
冬服・・・10月1日～5月31日
夏服・・・6月1日～9月30日
- (3) 必要に応じてカーディガン、ニットベスト等を着用することができる。色は黒、紺、白、グレー等華美にならないものとする。
- (4) 防寒具は紺や黒など華美でないものとし、登下校時のみ着用することができる。登下校時以外は着用しないことを原則とする。
- (5) スポンの裾丈は、床につかないこととし、ベルトは色や柄が華美でないものを着用する。
- (6) 靴下は白、黒、紺、グレーのものを着用する。ただし、ワンポイントの刺しゅう等のあるものは可とする。式典行事等の際は、スラックス着用の場合黒または紺色のものを着用する。スカート着用の場合黒または紺のハイソックスとする。
- (7) スカートの丈は膝頭の高さとする。
- (8) ストッキング・タイツを着用するときは肌色または黒色で無地のタイツを着用することができる。

<靴>

- (1) 体育の授業、及び体育的行事では運動靴を使用する。
- (2) 通学用の靴は派手ではない運動靴または革靴とする。

<カバン>

- (1) 学校生活を送るうえで、実用性のあるものとし、華美なものは認めない。

<登下校>

- (1) 登下校の際は交通法規を守り、自他の安全に留意し、保護者の責任のもと登下校する。
- (2) 自転車通学は学校に届け出て許可を受ける。乗車時は安全確保のためヘルメットの着用を原則とし、二人乗り、片手運転、並列走行や携帯電話を使用した状態での運転はしない。また、自転車損害賠償保険の加入を原則とする。
- (3) 鉄道やバスの車内ではマナーを守り、他の乗客に迷惑をかけない。

<学校生活>

- (1) 日課表に定められた時間を厳守する。
- (2) 登校後、無断で校外に出ない。
- (3) 欠席、遅刻、早退をする場合は、学校又は担任に届け出る。
- (4) 学校の施設、設備は大切にし、破損したときはすみやかに届け出る。
- (5) 頭髪は、パーマ、着色、脱色、剃り込み等の加工や整髪料等による変形や奇抜な髪形を禁止する。
- (6) ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品を身に付けてはいけない。
- (7) 化粧をしてはいけない。
- (8) 学校には、授業や部活動に必要なもの以外を持ってこない。
- (9) 標準服や学校の指定する着衣（ジャージや実習着等）の改造や加工はしない。

<校外生活>

- (1) 運転免許を取得してはいけない。必要ときには校長の許可を受けなければならない。取得できる生徒は、問題行動のない、進路の決定した生徒で、進路先から免許の取得を求められる者のみとする。
- (2) 保護者のいない夜間の外出、無断外泊はしない。

<携帯電話>

- (1) 携帯電話を持ち込む場合は、携帯電話所持届を提出する。
- (2) 授業中（8：35～15：15まで）は携帯電話の使用をしない。
- (3) 携帯電話は電源を切り、鍵のかかるロッカーに保管する。

<タブレット端末>

- (1) 他人の個人情報盗み出す行為や、学校で知りえた情報を投稿・流出する行為、著作権・肖像権を侵害する行為など、法令に反する行為を行わない。
- (2) 校外で撮影した個人情報が特定される写真や動画（標準服・運動着等）を、SNSや各種投稿サイト等のインターネット上に掲載しない。
- (3) 不適切な情報が掲載されたサイト等を検索したり閲覧したりしない。
- (4) 他人を誹謗・中傷する発信をしない。

<特別な指導>

- (1) 暴力
- (2) 金銭の強要
- (3) 器物の破損
- (4) 窃盗
- (5) 酒類（ノンアルコール飲料も含む）、薬物乱用
- (6) 喫煙（タバコ・ライターの所持も含む）
- (7) 公共交通機関における不正乗車および迷惑行為
- (8) 車の運転
- (9) アルバイト
- (10) 立ち入り禁止の場所への出入り
- (11) いじめ及び喧嘩
- (12) 暴言、指導無視
- (13) 家出、無断外泊、深夜徘徊
- (14) 携帯電話等の不正使用
- (15) 不健全性的行為
- (16) その他指導が必要と認められる場合